

### 巻 頭 言

#### 設立 10 年目を迎えるにあたって

村田 輝夫（共同代表、関東学院大学法科大学院）

青森家庭少年問題研究会（以下、「当会」）は、2004年12月に設立され、今年で設立10周年を迎えます。この間様々な活動を行ってきましたが、これらの活動を発展させることができたのも会内外の皆様のご支援・ご協力の賜でございます。改めて感謝申し上げます。以下、若干の感想を申し述べたいと思います。

まず、当会の目的の一つが「試験観察」（少年法25条）中の少年に対する学生ボランティア（学ボラ）活動の支援であります（当会会則3条3項）。青森家裁調査官室との連携により、数は多いとはいえませんが、学ボラ活動に取り組んでまいりました。学ボラ活動の中核を担ってきた学生諸君たちも、teens & law という場において様々な活動に取り組んでおります。青森家裁関係の学ボラに関しましては、家裁調停委員を中心に組織されている「青森家庭少年友の会」においても関係のあるところでありますが、同会は、2012年2月に、「学生会員」の制度を新設し、「学生会員の資格、要件等に関する細則」を定め、同会にかかわる学ボラ活動について、学生が「学生会員」として関与する道が開けました。これによって、teens & law の諸君も同会の「学生会員」として活動することができるようになったことは大変喜ばしい限りです。teens & law の諸君の学ボラ活動に対しては、青森地家裁の裁判所委員会の議事においてその活動概要が紹介されるなど注目されております。必要な研修などを行いつつ今後とも活動を進めていただければと思っております。

次に、取り組む活動の拡大があります。当初は、上記の「試験観察」中の少年に対する学ボラ活動に取り組んでまいりましたが、いかんせん、ケースが少なく、なかなか活動を進めることが難しいという事情がありました。そこで、子ども自立センター「みらい」における学習支援活動や保護監察所関係のBBS活動にも取り組むようになり、いまや、teens & law の活動の重要な分野になっております。活動のウイングを広げてきた10年でもありました。新たな分野における活動に際しましては、関係各位のご理解・ご支援に改めて感謝申し上げます。

さて、当会は、活動の基盤を大学にしておりますが、学ボラ活動支援にとどまらず、少年司法や児童福祉関係等の専門職など、当会の活動目的に関連する多くの方々を学習会講師としてお招きし、地域における大変貴重な「学びの場」を形成してまいりました。そ

してこれらの成果を大学における授業の一環として提供することによって（弘前大学における「総合科目」等の例）、多くの学生諸君の教育にも還元することができました。関係する大学も増えて、ネットワークが広がっております。

さらに、「学びの場」の形成から、情報の発信を目指して、当会会員を中心とした研究活動を発展させてきました。その一端を会報第2号においてご報告いたしましたが、その後も、裁判員裁判の取り組み等も含め、発展させてきました。各種学会報告、科研費採択等のかたちで成果を上げることができたと考えております。会員の貴重な研究成果を当会としても共有できればと思っております。

最後に、当会の活動を担った学生会員の多くが、当会にも関係の深い様々な専門職を含め、既に第一線で活躍中であります。このような人材の育成にもかかわることができたのなら、大学教員として冥利に尽きるのではないかと考える次第です。

会員各位には、今後ともご協力の程お願い申し上げます。

## 特 別 寄 稿

青森家庭少年問題研究会の活動が10年目を迎え、地道な活動に敬意を表したいと思えます。私は5年前に青森を離れて沖縄に移るまで、会への参加を通していろいろと学ばせて頂きました。今回、寄稿をお声がけ頂き、沖縄在住の立場から投稿させていただきます。

### 沖縄県における子ども・家庭の貧困と保育所・学童保育の待機児童問題

上原 健二（沖縄女子短期大学児童教育学科）

保育所の待機児童数について、沖縄県は東京都の8,117人に次いで2番目に多い2,216人（平成25年4月1日：厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」）であり、人口10万人あたりの待機児童数は166.06人と、全国平均（20.04人）の8倍以上、2番目に多い東京（61.04人）の3倍弱と突出した状況に置かれている。そのため、認可保育所の整備が十分でない現状を歴史的に認可外保育施設が穴埋めするところとなっているが、保育料や保育環境等、多くの課題を残したまま、公的保育の整備が望まれている状況が続いている。非正規雇用率や完全失業率、一人親世帯（母子家庭・父子家庭）の割合などについて、軒並み全国ワースト一位となっている沖縄の家庭を取り巻く状況は、子どもが育つ環境として大きな課題を抱えた社会であると言える。

このような保育所の待機児童問題の背景には、沖縄の独特な歴史的な歩みが大きく影響している。沖縄では戦後の米軍統治下のもと、プレスクール（小学校就学前教育）との位置づけでほとんどすべての公立小学校内に公立幼稚園が整備された。その名残から現在でも保育所は4歳で終了して5歳になると幼稚園に入園するのが一般的となっている。そのため、5歳児の保育を担う場が「幼稚園と午後の預かり保育」「幼稚園と学童保育」「保育

園の5歳児保育」の3つに分散されていることや、安定した受け皿が確保できていないなど、「5歳児問題」と呼ばれて問題視されている。ここでさりげなく「学童保育」と記述しているが、児童福祉法では放課後児童健全育成事業（学童保育）は「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされており、本来は小学生が対象となるはずのものであるが、幼稚園児を学童保育が受け入れている実態にも沖縄の特殊事情が垣間見える。

幼稚園児にも提供されている学童保育だが、小学生の就学児童の利用率はどうかというと、潜在的なニーズに比して利用の実態が滞っている状況が見られる。2012年度の県内の公立幼稚園の預かり保育を利用する児童と認可・認可外保育所を利用する5歳児の人数を合わせた7,656名（保育に欠ける5歳児）に比べて、小学1年生の学童保育を利用する人数は3,789名となっている。また、小学校1～3年生の学童保育の利用率についても全国が25.2%であるのに対し、沖縄県は17.8%と低い実態となっている。このような「保育に欠ける5歳児」だった子どもが小学校に入学した後は放課後の居場所として学童保育を利用したくても利用しない（できない）背景に「利用料」の問題がある。

沖縄県では「国立・民営」の学童保育が93.3%（全国平均16.7%）を占めており、公的施設での学童保育の実施率が低い。「保育料」以外に必要な経費が加えられた負担額としての「利用料」にはおやつ代や送迎費、父母会費などの他に、本来は保育料に含まれるはずの「地代・家賃」が国立・民営を背景として負担額に加算されることとなり、高額な利用料となっている。月額の利用料について「6,000円未満」は全国平均が52.1%に対して沖縄県は2.9%、一方、「8,000以上」は全国平均が26.3%に対して沖縄県は81.3%となっており、全国よりも高い利用料設定となっている。前述した非正規雇用率や完全失業率、一人親世帯（母子家庭・父子家庭）の割合などが軒並みワースト一位である沖縄県では経済的に苦しいため学童保育を「利用したくても利用できない」状況が広がっており、その結果、子どもたちが家庭において十分な環境が保障されない実態が多く見られている。

これに関連して、児童虐待について見ても、全国に比べて沖縄県ではネグレクトの割合が多い傾向が特徴的となっている（平成24年度の児童虐待対応件数によると、全国28.9%に対して沖縄県は39.4%である）。経済的な背景や不安定な就労、母子世帯の多さなど、子育て環境が十分に整わないなかで、意図せず虐待につながる実態が伺われる。

ここまで主に保育所や学童保育について「居場所」という観点から述べてきた。子どもの「育ち」はすなわち「学び」である。生活を通じた「学び」も、遊びを通じた「学び」も、学習を通じた「学び」も、健全で安定した養育環境が保障されてはじめて子ども自身が獲得できるものである。保障されるべき環境をまず整備していくことが社会に求められるものであり、そのためにも社会の一員として一人一人が身近なところから気づいたことを積み重ねていくことが求められる。

## 堀川恵子著『永山則夫—封印された鑑定記録』（岩波書店、2013年）

小宅 大典（元家庭裁判所調査官）



昭和43年（1968）10月から11月にかけて、わずか26日間に、22口径の拳銃で、4件の連続殺人事件を起こし、日本社会を震撼させたのが永山則夫であった。10月11日東京でホテルのガードマン射殺、10月14日 京都で民間の警備員射殺、10月26日 函館でタクシー運転手射殺、11月5日 名古屋でタクシー運転手射殺。警察庁は、4つの事件は同一犯による犯行と断定。広域重要事件とし、若い男性約17万人を対象として必死の捜査をしたが、その膨大な対象者のリストの中に永山則夫は含まれていなかった。何故捜査は難航したのか。犯人の動機が一体何かが浮かんでこない。4人の被害者に共通点がないので明らかに怨恨

ではない。4人のうち2人からわずか数千円は取っているが、物盗りでもなさそうだ。行きずりの犯行か愉快犯か、いずれもはっきりしない。迷宮入りになるのが心配されたが、半年後、急展開を迎えることになる。

昭和44年（1969）4月7日午前4時半、東京原宿駅の辺りをひどく痩せて背をかがめ、うつむいて歩いている少年を、パトカーが見つけた。警察官が職務質問をしたところ少年は素直に応じた。ポケットが膨らんでいるので調べてみたら、まだ実弾三発が装填された拳銃があった。少年は自殺しようとしていたが、手が震えて果たすことが出来なかったところを逮捕されたのであった。

「連続射殺事件の犯人 逮捕 容疑者 永山則夫 19歳」その報道はすぐに全国に伝えられ世間を安堵させた。

永山は、まだ少年であったので、警察から東京家庭裁判所に送致になった。家庭裁判所では、犯した事件の重大さから「刑事処分に付すべき」として東京地方検察庁に逆送する決定をする。そして逮捕から4ヶ月の8月8日東京地方裁判所で初公判が開かれ、長い裁判が始まった。

永山則夫は、昭和54年（1979）7月10日、東京地方裁判所で死刑判決。昭和56年（1981）8月21日、東京高等裁判所は一審を破棄し、無期懲役。2年後の昭和58年（1983）7月8日、最高裁判所は二審を破棄し、東京高等裁判所に審理をやり直すよう差し戻した。この判決は、事実上の死刑判決となった。そして平成9年（1997）死刑は執行された。

昭和48年11月28日、東京地方裁判所は、弁護団の申請により、石川義博医師による永山の第二次精神鑑定を認めた。

その前に、重鎮・新井尚賢医師による第一次精神鑑定の「新井鑑定」があった。新井鑑定は、ある程度のボリュームがあり、必要な鑑定事項をそつなくこなしていた。しかし、

永山本人が精神的に不安定で、協力してくれないせいもあったのだろうが、記載された情報の多くは家庭裁判所の記録や警察や検察の供述調書に頼っていた。しかも、永山の生い立ちの分析は、わずか数行で終わっており、「幼少期における生活環境の影響は少なくない」とだけ結論づけていた。石川医師は、この一行を看過することは出来ないと思った。永山の場合、家庭環境こそが最も大切で、解明しなければならぬ課題だと石川は考えた。石川は、はじめ弁護団の強い依頼要請を断っていたが、徐々に引受ける気持ちへと変わっていった。

石川医師の経歴は、東京大学医学部を卒業し、医局に入り、脳の病理学、生理学、生化学的研究をしていたが、ロンドン大学に留学。帰国後は八王子医療刑務所の医務課長を務め、犯罪精神医学や非行少年の研究に向かうようになった。

以上の記述は、2013年2月、岩波書店から発行されたフリージャーナリストで、ノンフィクション作家である堀川恵子の書いた『永山則夫』の序章を要約したものである。

石川医師は、東京地方裁判所に鑑定留置の期間を2ヶ月申請して認められ、その間、裁判は中断されることになる。新井鑑定の期間がわずか8日間であったことに比べると極めて長い。

石川医師は永山との面接に、医者がよく用いる問診ではなく、カウンセリングの手法をとろうと考えた。精神分析的カウンセリングは、医師はほとんど喋らず、患者に自由連想的に語らせ、医師はそれを聴くことに集中する。その過程で、徐々に患者は医師を信頼し、心を開いていく。永山は次第に、自分の幼年期から少年期への惨めで暗い思い出や父母や兄たちとの劣悪な関係を語り始める。石川は、永山の諒解を得て、面接全部を録音テープにとることにした。それが膨大なものになり、100時間を超えるテープとなった。そして、重大事件を起こした永山則夫の心の闇に迫っていくことになる。しかも、石川が鑑定作業にかけた期間は278日間、約9ヶ月間である。最高裁判所の統計によると、一人の医師が単独犯の鑑定を行う場合、その9割が1ヶ月以内となっており、石川鑑定の長さは極めて稀ということになる。

堀川恵子は、2000年に入って間もなく、永山則夫の事件と心の闇を、徹底的に調査し、追究してみたいと思い、当時は、個人でクリニックを経営していた石川医師に面会して録音テープの借用の承諾を得、永山を支援する団体から無数の資料も借り、また堀川自身が永山の家族や関係者と会って聴取した事実を総合的に分析して大変な苦勞をして本書をまとめた。ノンフィクションとしては349ページにわたる大作であり、力作である。そして、刑法、刑事訴訟法、少年法の法律面からも、犯罪精神医学、犯罪社会学、犯罪心理学、臨床心理学、家族社会学等の学問に関心をもち、勉強している学徒にとっても参考となる書物であり、また、割とやさしく、物語風に書かれているところが多いので、一般の方々にもお勧めしたい本でもある。

永山の両親は、昭和5年(1930)青森県北津軽郡板柳町で結婚した。永山則夫の父はりんご試験場の技師で、頭がよく、技術にすぐれ、町の人々から「技師さま」と尊敬されていた。しかし、一つの問題があった。父は無類の博打好きであった。博打は独身の時からで、母の親族は結婚には猛反対であったが、二人は恋愛結婚してしまう。結婚当初、父は稼ぎを家に入れていたが、やがて右から左へと博打に注ぎ込むようになり、借金が増えて

いった。そして、親から受け継いだ家屋敷さえ借金のかたにとられることになる。町の評判もわるくなり、夫婦は世間から孤立してしまった。そんな八方塞の中で、父に北海道網走からの誘いの声がかかる。網走では、当時優秀なりんご技師を求めているのである。夫婦と子ども3人の一家5人は網走に行くことになる。

昭和11年(1936)に網走に行ってから数年は、父は一転してまじめに働くようになり、家庭が安定し、三女、二男、三男が生まれ、子どもが6人にふえた。長女は優秀で、やさしい娘で、家事をよくやっていたし、長男も二男も学校の成績がよかった。しかし、一家の幸せはそれほど長くは続かなかった。

昭和16年(1941)日本は太平洋戦争に突入し、父は、間もなく横須賀海兵団に招集され、3年後、敗戦となり網走に帰ってきた。父は、今まで飲まなかった酒をひどく飲むようになっており、再び博打にのめり込んでいく。

当然夫婦仲も悪くなる。父はブラブラして仕事をしないので、母が代わって行商に出るようになった。母代理の長女が家事と育児を懸命にしていると、父は長女を殴ってまで金を持っていくようになる。そんな最中の昭和24年(1949)年四男・則夫が生まれ、その3年後に四女が生まれる。家計は、ますます困窮し、破綻していった。

永山家は4男4女のほか長男が同級生に生ませた女の子を入れると子どもが9人になった。それなのに、父は依然として家に帰らず放蕩を続けていた。長男は就職して、家を出ていた。やさしく弟や妹の面倒をよく見て家事全般をこなしていた長女は、心労から精神病になり入院した。則夫が生まれた時から母親代りに大事にしてくれていた長女の発病は、則夫の人格形成に大きな影響を与えることとなる。

昭和28年(1953)10月、母は、実家のある板柳町に四女(1歳)と長男の子である孫(1歳)と2人の子どもの面倒を見るために選ばれた二女(17歳)を連れて帰ってきた。三女、二男、三男、四男・則夫(4歳)の4人の子どもは、寒い冬、網走の家に残されたのである。母は、その時、それ以外に家族が生き残る方法はないと判断したのである。残された4人の詳細については、はっきりしないが、乞食同然であったと思われるし、二男と三男は、空腹の腹いせに、幼い弟・則夫を殴ったり、蹴ったりしていじめていたことが想像される。

翌年春、福祉事務所の職員が、板柳町の母と連絡をとり、旅費を出してやり、4人の子どもは板柳町に来ることになる。

4人の子どもが板柳町に来てから、二女も三女も家から出て行き、家には二男(11歳)、三男(9歳)、四男・則夫(4歳)そして四女と孫(ともに2歳)となった。家族6人が暮らしたのは、板柳駅から歩いてすぐの場所にある「マーケット」と呼ばれる棟割り長屋であった。

板柳町でも一家の窮状は、網走の時とあまり変わりはない。母は毎日行商に出て行って夜遅く帰り、子どもらの面倒はほとんど見ていなかった。年上の二男が権勢を振り、則夫はよく殴られていた。そんな中で、則夫は小学校と中学校を卒業する。頭は悪くなく、勉強すればよく出来る子であったが、欠席ばかりで不登校が続いていた。中学校に進学しても不登校が続いたが、家計を援助するために、毎朝新聞配達をはじめた。月給はわずかなものであったが、則夫にとって貴重な収入源になる。そして目立った非行もなかった。

板柳町の生活について、永山は刑務所に入ってから『木橋』という自伝小説を書いた。

それが社会的反響を呼び、後に新日本文学賞を受賞している。N少年というのは永山自身であり、木橋というのは、永山一家の住んでいた「マーケット」という長屋のすぐ近くを流れていた岩木川にかかっていた橋が、当時木の橋であったからである。

昭和40年（1965）3月下旬、500人もの生徒を詰め込んだ集団就職の列車に永山則夫も乗って上京した。右肩上がりの高度経済成長の時代で、中学卒業生は、「金の卵」と持てはやされていた。上京して、連続ピストル殺人事件を起こすまでの3年半の時間の流れは、永山則夫という人間を理解するのに極めて重要であることは言うまでもない。

上京してから、永山は転々と仕事を変えている。就職すると懸命に働き、仕事もすぐに覚えるが、職場で人間関係が作れず、すぐに孤立してしまい辞めてしまう。その頃、長男、二男、三男も東京に来て働いていたが、則夫が訪ねていっても、親身になって相談に乗ったり、援助したりするようなことは、ほとんどなかった。彼は、大都会の片隅で、ますます金に困り、精神的にも追い詰められていく。

私は家庭裁判所調査官として、昭和37年（1962）から48年（1973）まで、青森家庭裁判所弘前支部で、主として少年事件を担当していた。少年人口が急増し、少年事件も激増し、仕事に追われていた。そんな時、永山則夫の重大事件が起き、そのショックで眠れない夜があったことを今思い出す。そんな訳で、堀川恵子著『永山則夫』は、ここ数年間で最も感銘を受けた本となった。本当に素晴らしいノンフィクション作品である。

この本の副題に「封印された鑑定記録」とある。永山事件の一連の流れの中で、石川鑑定に対する評価がまったく異なっていた。一審では「死刑」、二審では「無期懲役」と裁判所の判断は分かれている。にもかかわらず、事実上の死刑判決を下した三審（最高裁判所第一次上告審）の差し戻しの判決文は、石川鑑定について一言も触れていないことに、堀川恵子は疑問を投げ掛けている。

これだけの重大事件だから、結果的に、死刑判決はやむを得なかったのかもしれないが、石川医師が調べ上げた永山家の劣悪な家庭環境と、このように崩壊している家庭に援助の手を差し伸べることの出来なかった周囲の社会状況に対しても、判決文は言及してもらいたかったと著者・堀川は指摘している。

このノンフィクションには、永山則夫を巡る多くの人物が登場しているし、時間的にもいろいろな出来事が前後して出てきたり、複雑に絡まったりしているので、分かりづらいところがある。最後に、生活歴と事件の流れ等を簡単にでも時系列にして表にしてくれれば、読者にとって有り難いと思った。

## 学 習 会 報 告

2013年度は、学習会を2回、共催によるシンポジウムを1回開催しました。

第1回学習会は、2013年6月13日（土）に、総会に引き続いて行われました。青森家庭裁判所の鈴木憲治・首席調査官をお招きし、「子どもの内なる声を聴く～家事事件における子の福祉～」という講演をお聞きしました。第2回学習会は、2014年3月1日（土）に

行われ、最上和幸会員から「ひとり親家庭学習支援『サタディ☆くらぶ』の活動経過」、飯考行会員から「若年被告人の裁判員裁判における量刑判断—三沢強盗致傷事件の事例を中心に」という報告がなされました。また、12月14日（土）には、弘前大学人文学部現代社会課程法学コースとの共催で、シンポジウム「受刑者の権利保障と社会復帰に向けて」を開催しました。

ここでは、12月14日のシンポジウムの様子をまとめた平野の報告と、3月1日の第2回学習会における飯会員報告の要旨を掲載します。



第1回学習会の講演の様子

フロアとの意見交換

## シンポジウム「受刑者の権利保障と社会復帰に向けて」

平野 潔（弘前大学人文学部）

2013年12月14日（土）に、シンポジウム「受刑者の権利保障と社会復帰に向けて」が弘前大学人文学部棟4階多目的ホールで開催された。以下では、このシンポジウムに至った経緯と狙いを中心に報告をする。

### 1. シンポジウムに至る経緯

2013年5月11日、青山学院大学で行われた2013年度日本法社会学会学術大会のミニシンポジウム「裁判員裁判と市民社会」の報告を終えた後、愛知県で活動している市民団体「市民の裁判員制度めざす会」の第3回事例研究会が同大学で行われた。その場で、弘前大学へも何度か足を運んでいただいている裁判員経験者の田口真義氏よりご紹介頂いたのが、今回のシンポジウムでご講演をお願いした五十嵐弘志氏であった。

五十嵐氏は、1964年生まれ。前科3犯で、受刑歴が約20年とされている。刑務所の中でイエス・キリストと出会って回心し、出所後、受刑者や刑務所出所者のフォローを行っている。現在は、民間非営利団体マザーハウスの代表であり、VIPプリズムの会長もされている。

事例報告会の五十嵐氏のお話は、大変興味深いものであった。是非弘前でもこの話をし

ていただきたいと考え、名刺交換をすると同時に、「是非弘前へ来てお話をしてください」というオファーを出した。五十嵐氏は快くオファーを受けて下さった。偶然ではあるが、その年の4月に弘前大学人文学部に着任された河合正雄会員とも面識があると、その場でお聞きした。そこで、五十嵐氏と河合会員を中心にシンポジウムを企画しようと考え、それが実現したのが、今回のシンポジウムである。

## 2. シンポジウムの狙い

宮崎秀一共同代表、飯考行事務局長と一緒に裁判員制度に関する研究教育活動をしてきた中で、裁判員経験者が被告人の更生に強い関心を抱いていることが分かってきた。と同時に、裁判員裁判後の被告人がその後どのような道を進むのかについては、ほとんど知られていないのが現状である。せめてこれから裁判員になる可能性のある学生・市民の皆さんには、刑務所の実情、出所者に待ち構えている厳しい現実などを理解してもらいたい。これがシンポジウムの狙いであった。

また、裁判員制度を離れて考えても、犯罪者の再犯防止には、更生保護法にも謳われているように、国民の理解が不可欠である。しかし、現在の社会は刑務所出所者等を受け入れることが出来る態勢になっていない。むしろ排除する傾向にある。この点も五十嵐氏に出所者の現状をお話しいただくことで、問題提起が出来るのではないかと考えた。以上が、本シンポジウムの狙いである。

## 3. シンポジウムの内容

冒頭、私から「企画趣旨と裁判員裁判後の（元）被告人」として、裁判員裁判後の手続きの流れの解説を行った。そして同時に、裁判員経験者の声や弘前大学の21世紀教養科目「市民生活と地域社会（I）」のアンケートでも被告人の更生への注目度が高いこと、現在の刑事政策では刑務所出所者に対する就労支援の重要性が認識されていること、とくに高齢者・障害者の更生に関しては司法と福祉の連携が模索されていることなどを指摘した。

引き続き河合会員から「受刑者の権利保障の現状」と題するお話を伺った。河合会員は、日本の刑務所は世界一安全で秩序ある刑務所であるが、受刑者がロボット人間化しやすいという特徴を説明した上で、少なくとも再犯をしない市民として社会に復帰させるという刑務所の目的を重視すべきではないかと問題を提起された。その上で、一つの考え方として、誰でも一歩間違えれば犯罪者になる可能性があることを前提に、人間的に扱いながら社会に円滑に戻れるような処遇を考えるべきであるという考えを示された。

最後に、五十嵐氏から「人生は出逢いで決まる」という講演をしていただいた。まず五十嵐氏は、自らの経験を踏まえた刑務所の実情に触れた。刑務所内のいじめの実態や、刑務官と受刑者の癒着などである。ただ、五十嵐氏は、ある一人の刑務官が自分と向き合ってくれたからこそ、自分は立ち直れたということも話されていた。そして、とくに刑務所出所者の置かれる厳しい現状として、家もお金もなく、仕事もないこと、刑務所内で規律に縛られてきたことで人間性・社会性が奪われてしまい、自分から何かを考えて行動することが難しいこと、そして社会の受け入れ態勢が整っていないことを指摘された。同時に、現在行っている活動についても紹介されていた。

その後、フロアからの質疑応答に移り、活発な意見交換が行われた。

#### 4. シンポジウムの成果

当日の来場者は、約 60 名。本研究会の会員や弘前大学の学生だけでなく、一般の市民の方や青森県立保健大学の学生にも数多く来場して頂いた。

終了後のアンケートを見ても、「社会復帰の大切さを実践している人の話は参考になりました」「五十嵐さんのお話、とても感動しました」「今まで自分が知らなかったことを聞けて、とてもいい機会になりました」という肯定的な感想が多く、また地元紙 2 紙でも比較的大きな扱いをして頂いた(東奥日報 2013 年 12 月 15 日、陸奥新報 2013 年 2 月 19 日)。将来の裁判員候補者である学生や市民の皆さんに受刑者の現状を知り、社会的な問題として考えて欲しいという私の狙いは、ある程度達成できたように思う。

質疑応答の進行に関しては、会員から直接あるいはアンケートを通じてお叱りを受け、その点は私の力不足ではあったと思うが、シンポジウム全体として大きな成果を収めることが出来たのではないかと考えている。

### 若年被告人の裁判員裁判における量刑判断 —三沢強盗致傷事件の事例を中心に

飯 考行 (専修大学法学部)

2009 年の裁判員制度施行から 5 年を経過し、また個人的に弘前大学から異動する機会に、自身と裁判員制度の関わりを振り返るとともに、2013 年末までの青森地方裁判所の裁判員裁判を概観し、その最後にあたる 60 例目の三沢強盗致傷事件の事例について若干の考察を加えた。以下は報告の概要である。

#### 1. 裁判員制度との関わり

裁判員制度は、日本弁護士連合会で研究員を務めた 2000 年に提唱され、その後の経過にも関心を持ち続けていた。弘前大学に着任した 2006 年からは、担当の裁判法の講義やゼミナールのテーマにとり上げた。また、着任前から宮崎先生等の指導の下に実施されていた学生サークル teens & law による大学祭時の模擬裁判員裁判の指導に加わった。2009 年の制度施行後は、弘前から 1 時間ほど要する青森地方裁判所へ足を運び、裁判員裁判を傍聴した。思いがけず裁判員裁判に引き込まれ、都合のつく限り足を運ぶことになり、平野先生ともども、60 例のうち 3 分の 2 ほどの裁判について少なくとも一部を傍聴した。

弘前大学では、裁判員制度の施行後、上記の講義等に加えて、教養科目の「市民生活と地域社会」の枠内で、裁判員の資質を育む「裁判員教育」を実践するべく、宮崎、平野先生と、特別科目を開講した。その中では、裁判員裁判に関する概説、関連分野の実務家、研究者(刑務所、保護観察所の職員、家庭裁判所調査官、心理学者や刑事弁護人など)の講演と、受講生による模擬裁判員裁判シナリオ作りと上演を行った。また、裁判員制度に関する理解を深めるために、毎年、裁判員裁判に関する公開シンポジウム等を開催し、刑事法研究者、裁判員経験者、実務法律家や学生を交えて、講話を受け、意見交換を行った。

また、裁判員制度を通じて、秋田大学、岩手大学の関連教員や学生と知己を得て訪問しあい、法と教育学会、日本法社会学会で報告する機会にも恵まれた。

他方、裁判員経験者へのアクセスは難しく、シンポジウム等の開催時の登壇交渉は困難を極めた。裁判後の裁判員の記者会見の報道も少なくなりつつあり、市民の裁判員の職務に関する情報と体験共有機会の少なさは、裁判員制度の定着にも関わる課題となっている。

## 2. 青森県の裁判員裁判

青森県の裁判員裁判を概観すると、2009年9月から2013年末までに60件（被告人66人）が審理され、北東北の中では比較的多かった（岩手、秋田県の各3倍程度）。青森地方裁判所で担当裁判部は1つのみで、期日の入りにくい時期もあったように見受けられた。起訴罪名は、殺人15、強盗致傷14、現住建造物等放火11、傷害致死8、強姦致傷5、偽造通貨行使4、強盗致死（強盗殺人）2、強姦2、強姦強盗2、強制わいせつ致傷2、危険運転致死傷1であった。判決はすべて有罪で、無罪主張4件（5人）のうち、否認1件、正当防衛1件、責任能力2件（3人）で、個人的に無罪が出ておかしくないと感じる事件もあったが、ハードルは高かった。量刑は、事件により異なるものの、ほぼ求刑の八掛けで、求刑越えはなかった。執行猶予は6件（6人）、うち保護観察付4件で、なかなか執行猶予が付されない印象を持った。罪名争いはほとんど起訴通りに終わり、控訴による判決変更（実刑から執行猶予へ）が2件あった。

裁判員は、青森県内の老若男女が務め、いずれの裁判でも、真摯な姿勢で臨んでいるように見受けられた。質問の数と内容は人、裁判体と事件によりばらつきがあった。裁判員と被告人や証人のやりとりを受けて、裁判官が追加質問する場面にしばしば遭遇し、事実認定の点で裁判員が有用であることが見てとれた。被害者が意見陳述や裁判参加をする事例も多数あったが、判決への影響は不明である。ただし、裁判の終盤に、被害者意見陳述、検察官論告と参加人量刑意見がいわばトリプルパンチのように連続して行われる裁判では、法廷が陰鬱な雰囲気になり、被告人に不利な判決が出やすい恐れがあると感じられた。

傍聴してみると、意外なことに、困窮した市民による稚拙な犯罪がほとんどで、精神疾患、病的な性嗜好の関わる事件も多く、不幸の連鎖の一環として事件が起こっている印象を受けた。1例目は、全国3例目・初の性犯罪事件で、傍聴券希望者は連日千名強に及び（個人的にテレビの解説を引き受けたため傍聴券を入手できた）、注目度の高さがうかがわれた（傍聴券配布は2例目までで、3例目からは割合空いていた）。事実関係で無罪を争った全面否認事件の裁判は1件あり、証拠の少なさ、犯行の不可解さ、動機の不明さなど、腑に落ちない部分も残る（最高裁まで争われたが有罪が確定した）。58、59例目の首輪事件と称された比較的長期にわたる残虐な宗教絡みの傷害致死の共犯事件の裁判員裁判は、全国ニュースでも報じられ、久々に傍聴券が配布された。個人的には、1例目以来、久しぶりに多くの記者からコメントを求められ、異動前の最後のご奉公のような気がした。

## 3. 三沢強盗致傷事件の事例

報告では、青森地裁60例目の裁判員裁判で、量刑が争点となった、強盗致傷、建造物侵入、窃盗の事案をとり上げた。検察官の求刑は懲役7年で、弁護人は酌量減刑の上で執行猶予を主張した。判決は懲役4年であった（未決勾留日数90日算入）。

紙幅の関係もあり詳述は控えるが、共犯の少年は少年院送致の一方、犯行時 20 歳の被告人は 1 歳の年齢差で刑務所での実刑判決となった。少年と若年者の共犯事件で、少年の保護処分としての少年院送致と、成人の刑事処分としての刑務所送致の違いが、裁判員・市民にどのように見られるか（同等視される恐れ）は、検討を要する論点であろう。

裁判員の質問（裁判員 6 名中、父に対して 5 名、被告人に対して 4 名が質問した）には、被告人の更生や反省の度合いの確認が含まれていた。裁判員を務める地域の大人たちが若年被告人を諷諭しているかのようで、地域の司法が裁判員裁判により支えられている側面が垣間見られた。

#### 4. おわりに

日本の法社会学の始祖と言ふべき末弘厳太郎は、「事実で法を洗う」ことを重要視した。青森県で裁判員裁判と関わることで、裁判員裁判は、いわば「住民で法を洗う」契機であり、刑事裁判の変革とともに、地域で市民が法や犯罪のあり方を考え、司法を形成する意義を持つことを実感させられた。弘前でお世話になった皆さんに、感謝を申し上げたい。



最上会員の報告の様子



飯会員の報告の様子

### teens&law 卒業生近況報告

## 法科大学院で学びふと思う、法律における「結論」の収まりどころ

渡邊 健吾（早稲田大学大学院法務研究科 2 年）

### 1 はじめに

現在早稲田大学大学院法務研究科に在学しております、渡邊健吾と申します。青森県家庭少年問題研究会には、弘前大学人文学部に在籍していた時期に、teens&law において活動していた際に参加する機会をいただきました。

本研究会においては、中でも、施設見学にて児童相談所、青森少年院、及び青森刑務所の見学並びに学生ボランティアとして、野球を通して児童自立支援センターの少年と交流したことが思い出されます。

本稿では、まず早稲田大学大学院法務研究科の様子、次にそこでの私自身の感じたことに触れ、本研究会において得た経験が現在に連続性を持っていることについて考えたいと思います。

## 2 早稲田の特徴と私自身の状況

早稲田の特徴を述べますと、人物の多様性という点と教員・実務家との距離が近い点にあると思います。特に未修者は出身のバックグラウンドが多様です。私の周りには理系の学部を卒業した方、エンジニアを勤めていた方及び公務員の方がみられます。そうした方々の講義の場での発言はもちろんのこと日常会話においても刺激を受けます。他にも、大学進学の方を含め、積極的かつ優秀な方ばかりで常に向学心を煽られます。もっとも、気のいい方ばかりで、入学するまでの不安が無駄なものになり、拍子抜けするほどでした。

また、教員及び実務家の方との距離が近く、アクセスすることでの確かな指導を受けられる充実した環境にあります。特に実務家の方と直に接することができる点は、自身の将来像を構想する上でも有益なかかわり合いを持つことができます。

私個人はといいますと、一年の間は講義についていくことに必死でした。二年目に入り、やっとペースを掴みつつあり、最近では一冊の本を何度も読み返し自分のものにするこの重要性を身に染みるようになりました。当面のところは、上っ面の論理の理解ではなくその著者のようにアウトプットできるくらいの理解を目指さなくてはならないと考えています。

## 3 本研究会における経験と法科大学院における勉学の連続性

法科大学院においては司法試験の合格、ひいては法曹として活躍することが目標とされます。法科大学院を卒業すらしていない私が何を言っても説得力はないと承知していますが、裏返せば何でも言えるということだと理解して、大きいことを述べたいと思います。

それは、法曹実務家として目指すべき地点は、自分の中での最善の結論を法律の言葉で語ることはないかということです。そして、これから述べるのは、「法律の言葉」で語ることにについては、法科大学院において修得することができますが、妥当な「結論」を出すための基礎は、これまでの経験にあるということです。

判例及び裁判例を読んで事案を整理しているときに、この人にも法律問題に至る切実な理由や経緯があるのではないかと思うときがあるのです。

例えば、素手で向かってきた相手に菜切包丁を持ち出し威嚇した行為が、「やむを得ずにした行為」として正当防衛が成立するか争われた事例があります。

確かに菜切包丁には殺傷能力があり、素手に対してやり過ぎのようにも思えます。ですが、販売業を営み喧嘩をしたこともないような者が、建設業を営み肥満型で体格もよい、10歳ほど年齢の若い相手に対してとっさに出た行為であることが明らかになれば、仕方のないものではないかとも思えます。さらに、上告趣意書からは、被告人としては菜切包丁が母親の形見であって、手に取ることで身を守ってくれると願いを込めたことも窺えます。

これらは、文面上に現れた事情ですが、法律問題となる行為に至るまでには、家庭的な要因、社会的な要因といった文面上に現れない事情があることが考えられます。自分の経験を安易に一般化することは避けねばなりません、問題として考えるべき点は事案に現れるところのもっと底にあるのではないかということを思うのです。

もちろん法律の言葉を用いる以上、取り上げるべき事実は峻別されなければなりません、理由や経緯を考えることにより、「結論」の妥当性を悩むことになるのです。

とはいっても結局のところ、時間に限りもあるため事案に現れる事実を検討することになってしまうのが現実ではあるのですが…。

以上のように、悩みながらも当事者が直面する法律問題に対する自分なりの「結論」を捻り出すのですが、そのためには基盤となる「経験」が必要です。自分の経験と照らすことで突拍子もない妄想を廃するためです。そこでは、直に目の当たりにしたことや、見聞きしたことが出発点になり、頭に浮かび、事案を前にしたときの事実の一つ一つに重みづけられて理解されます。そうした、「経験」を構成する一つ一つにおいて、本研究会における学習会への参加、施設見学や「みらい」の少年との交流を通じて、得たものが重要な要素になっているといえると今になって思うのです。

#### 4 最後に

本稿がどのような方に読んでいただけるのかはわかりません。もし、学生である方がいらっしゃるのであれば、問題に直面したときに自分が最善と考える「結論」を導き出すための「経験」を重ねるためにも、本研究会の機会を積極的に活かして貰えればと思います。

最後になりますが、会員の皆様にも良い報告ができるように勉学に精進して参りたいと考えています。ありがとうございました。



在学中、模擬裁判で裁判長を務める渡邊君  
(法服様の服を着た3人の中央)

学生表彰を受けた際の渡邊君(写真向かって右側。  
左は同時に受賞した中里広則君)

#### 【会報編集担当より】

これまで本会報では青森家庭少年問題研究会の会員の近況報告を掲載してきましたが、今回は新企画として teens&law の卒業生に近況報告を書いていただきました。今回寄稿して頂いた渡邊健吾君は、2012年3月に弘前大学人文学部現代社会課程法学コースを卒業し、

現在は早稲田大学の法科大学院に在籍しています。弘前大学在学中は、teens&law の teens 部門 law 部門の両方の活動に携わり、とりわけ law 部門では 2 年生からシナリオ作成の中心的存在として活躍してきました。後輩に向けたメッセージも書かれていますので、teens&law の後輩の皆さんも是非ご一読ください。

## teens&law 活動報告

### Teens&Law 独自の BBS 活動を考える

菊地 裕人（弘前大学教育学部 4 年）  
（執筆当時 3 年）

このタイトルでレポートを書こうと考えたのは、班ごとでの活動報告会の山形大学（山形地区 BBS）の発表が印象に残っているからである。山形大学では、「てるてるぼうず」というサークル名で BBS 活動を行っているという。私の活動班では、山形大学の 1 年生が 2 人いて、どちらとも「てるてるぼうず」に入ってから活動内容が BBS 活動だということを知ったそうだ。このことを聞いて、私も Teens&Law に入ったことを思い出し聞いていた。ちなみに山形大学の「てるてるぼうず」のサークルでの主な活動は、児童養護施設の山形学園の訪問や社会貢献活動、NPO 法人が運営し社会的自立を促す蔵王いこいの里での学習支援などである。また、活動しているうえでの課題は、山形学園の訪問に参加できる学生が少ないこと、活動に対する意識が学生ごとにまちまちであるということだった。

私がこの報告を聞いて印象に残ったことは、サークルに入ってから BBS 活動だと知ったという話だった。山形大学の中では、おそらくボランティアサークルとしての位置付けで「てるてるぼうず」というサークルがあったのだろうと思った。言い方が悪いかもしいが、要するに BBS 活動だと知らずにサークルに入ったということが言える。山形大学の工学部の 1 年生が、子どもが好きでサークルに入ってから現在も BBS 活動を続けるというの、子どもに接することができるサークルだと思ったからだと思う。

Teens&Law においても、私がそうだったように、サークルに入ってから BBS 活動をしているサークルだと気付いた人が多いと思われる。私はこのことを逆手に取れば、BBS に興味がない人でも BBS に興味を持ち、活動に参加することができるのではないかと考えた。また、私たちの団体名には「BBS」の文字がなく、活動内容も他県の BBS には見られない特徴的なものとなっている。私たちは、この点をもっと強調してこれからの活動をしていかなければならない。そこで、Teens&Law 独自の BBS 活動というのを考えたい。

現在、Teens&Law は、Teens と Law に分かれて活動しているように見える。それは Teens が主に学習ボランティアをやっていること、Law が模擬裁判をやるのが要因だと考える。そこで、私は Teens&Law としてできる取り組みとして、非行少年の更生と社会復帰を考えることをあげる。非行少年や虞犯少年に向けての取り組みは Teens の得意分野であり、法体系や法的処置、裁判というのは Law 部門の得意とするところであろう。また、非行少年の更生と社会復帰をサークル全体で学習したのちに、学生によるロールプレイとして地域

の方々を知ってもらうということを、この提案の最大目標としたい。地域の方々に非行少年の処遇や家庭裁判所の役割、保護観察などの内容を知ってもらうことが、社会を明るくする運動の一助になるのではと個人的には考える。親部会の家庭問題研究会や青森 BBS 連盟、保護観察所、家庭裁判所、保護司の方々などと協力していくことも、Teens&Law の今後の運営や発展の支えとなっていくだろう。

新たな活動を提案したところで、最後にこの学域で今の私たちに一番足りないことが判明したことを言いたい。それは、活動情報の共有である。他県では週に1回曜日を指定して情報の共有に努めていて、盛岡（岩手）と青葉（宮城）は複数大学の学生が一堂に集まって、幅広い活動をそれぞれ報告しているのである。弘前の中で活動した情報をしっかり伝えあうこと、そして青森も交えて活動を報告できる機会を増やすことが、私たちのサークルが抱える一番の課題ではないか。私自身もこの点は今年度の反省すべき点であると思っている。人と人が手をつないで頑張っていける社会をつくらうとしている私たちの足元が、今の危うい状態のままでは、到底 BBS 活動だと言って活動しても社会に良い影響は与えられない。4年生となる来年度も、私はこの活動を続けたい。そして、Teens&Law の活動と BBS 活動を通して、少しでも地域の理解を深めたり、地域のつながりをつくっていったらと思っている。

## 昨年度の teens の活動を振り返って

小野田 巧（弘前大学教育学部3年）

昨年度、我々 teens 部門は青森県児童自立支援施設みらいでの学習支援を中心に、困難を抱える子供たちに焦点を当て活動してきた。みらいでの学習支援では、ただ単に勉強を教えるのではなく、施設を退所してからの生活、学習に重点を置いた支援を心掛けている。また、昨年度から「ひとり親家庭」を対象にした学習支援(通称サタくら)を実施した。主に青森市の公民館等で毎週土曜日に実施しており、青森保健大学の学生との協力し、子ども達と共に「学ぶ」楽しさを実感している。今年度からは、弘前でのサタくらの開始も決定した。弘前市母子寡婦福祉会の協力のもと、弘前でのサタくら確立にサークル一丸となって奔走している。

昨年度は teens が新たに生まれ変わる準備期間のようなものであった。これまで続けてきた活動の妥当性や今後の展望といったものをサークル全体で検討し、より丁寧な支援が行えるよう各々が模索しながらの活動となった1年といえる。この1年の準備期間を経て、各々の教育や更生保護といった視点の深化がみられた。このことが今後の teens の活動をより確かなものとし、困難を抱える多くの子どもたちに対してキメ細やかな支援を可能にすると信じている。

こうした我々の活動によって、非行少年を取り巻く環境の改善にわずかながらも寄与できるよう、今年度の活動に励んでいきたい。

## 学校祭での模擬裁判について

高橋 安寿紗（弘前大学人文学部3年）

### 1. はじめに

私達弘前大学学生サークル Teens & Law では、弘前大学の学校祭期間であった 2013 年 10 月 27 日（日）、人文学部棟 4 階多目的ホールにて、模擬裁判を公演しました。私達の行う模擬裁判とは、実際に行われている、裁判員制度に基づく裁判員裁判を真似て、裁判のシナリオ作りから公演の際の演技までを Teens & Law の学生達を中心となって取り組んでいる活動です。これは、普段の生活ではほぼ関わることのない裁判がどのようなものなのか、学生だけでなく一般市民の方々にも知っていただき、今後自身も選ばれる可能性のある裁判員裁判に対する理解を深めていただきたいという思いのもと毎年行っています。

以下では、模擬裁判のテーマやその制作過程、当日の様子をご紹介します、最後に感想を述べたいと思います。

### 2. 模擬裁判の概要

2013 年度の模擬裁判のテーマは、「死刑になるための殺人事件」でした。自殺する勇気のなかった被告人は、自らの死にたいという願望を、他人の生命を奪って死刑になることで満たそうと考え、犯行に及びました。その結果、2 人死亡、1 人重傷を負わせる重大かつ悪質な事件を起こした被告人に対し、その重大性から死刑を科すべきか、それとも、刑罰とはやったことに対しそれ相応の本人の嫌がることを罰として与えるものであるという本質を考え生きて償わせるべきか、という検察側と弁護側双方の主張から、死刑を望む被告人に対し死刑を科すべきかどうか争点となりました。

そして、今回は、初めて他大学との共同企画としてこの模擬裁判を作り上げました。他大学とは、Teens & Law と同じように模擬裁判に取り組む岩手大学のサークルの方々であり、その岩手大学の方々と共同し、被告人の基本情報や犯行態様などシナリオの骨組みとなる部分を考えました。その過程では、岩手大学の代表者の方と私が電話やメールで連絡をとり、互いの進捗状況についての報告や打ち合わせを行いました。そして、シナリオの細部については各大学で自由に肉付けをしていきました。私はこの模擬裁判の責任者を務めました。シナリオの細部についてサークル内で話し合う時には、誰かの意見に偏らないよう、一人一人が自分の意見を話せるような環境作りを心掛け、全員でシナリオを作り上げることを目指しました。なので、1 年生から 3 年生まで各学年を混ぜた少人数グループを常に作り、うち上級生がリーダーを務め、話し合いの内容をまとめてもらいました。シナリオの骨組みを考え始めた時期から完成に至るまでには約 6 ヶ月間かかりましたが、前半はどのように進めていくか見当がつかず、ほぼ活動できませんでした。ですが、部員の協力に助けられ、残りの限られた期間の中で完成させ、学校祭では無事に模擬裁判の公演を成功させることができました。

当日は、学生や一般市民の方など大勢の方にお越しいただきました。終了後にアンケートを取ったところ、「内容が分かりやすく、裁判の流れが理解できた。」、「刑を決めること

に本当に悩み、難しい事だと改めて思った。」などの感想をいただきました。また、「被告人にどのような判決を下しますか？」という質問では、死刑 24 人、無期懲役 30 人、有期懲役 4 人、無罪 5 人という結果でした。実際の模擬評議での判決は、議論の末無期懲役となったのですが、見ていただいた方にも被告人に相応しい刑罰とは何か、様々な視点から熟考していただけたのかなと感じました。

### 3. 感想

やはり学生だけの知識や経験では、刑事裁判の細かな流れや、検察・弁護双方の主張の根拠をどうするか、また、それを立証するためにはどのような証拠・証言が必要か、といったことなどが曖昧になり、とても難航しました。ですが、シナリオ作成に関しては、元副検事の方や弘前市内に事務所を構える弁護士の方、そして弘前大学の法律関係の先生方や大学院生の方々のご指導をいただくことができ、大変感謝しています。

今年度も新たな模擬裁判に向けて準備を行っていますが、去年の反省から、証拠を十分に用意し資料として提示することと、限られた時間の中でいかに分かりやすく構成を組み立てるか、の2点を課題として取り組んでいきたいと考えています。また、去年の模擬裁判経験者である上級生が後輩に対し、しっかりと引き継ぎをすることでよりよい模擬裁判を毎年作り上げていきます。

今年度も **Teens & Law** の行う模擬裁判に是非足を運んでいただけたら幸いです。よろしくお願いたします。



昨年度の模擬裁判の様子

## 勉強会について

殿塚 悠平（弘前大学人文学部 3 年）

サークル「Teens&Law」における Law 部門では、今日の社会の状況を法律的視点から切り拓いていくことを 1 つの目標としています。この目標の達成には、個人の法律への関心の向上という点はもとより、授業外の法律等の知識の補充が必要です。

この本サークルの現状を鑑み、今年度からの活動として新たに勉強会を開催しています。内容としては日本弁護士連合会（日弁連）出版の『法学検定試験 ベーシックコース』という教材を基に、上級生（主に3年生）が下級生（主に2年生）に対して法学の基礎知識を伝え、また解答に対するプロセス等を指導するものです。本勉強会においては、法律の専門用語の読み方から丁寧に指導することを心がけています。

ここで培った基本的な事柄を2年生がさらに新入生へ嘯み砕いて、時には自分なりの解釈で伝えているようです。当初この勉強会はサークル活動の一環ではなかったのですが、興味を持った学生が下の学年にもこの伝統を残したいと考え有志を集い、催しているものです。

もちろん当初は、学生が学生に法律の知識を教えるという事は簡単なことではなく、困惑した部分も多々ありました。しかし、上級生は、自ら授業で得た知識を後輩へ教えるということで自分達の知らなかった部分や知識の漏れ等を確認することもでき、下級生も自分たちと同年代の学生から法律を教わることで、より身近な問題として感じ、さらには授業で持ち帰った不明確な点を素直に質問することができるため、相互に有意義な活動となっ

## 岩手大学訪問を振り返って

山崎 雅裕（弘前大学人文学部4年）

私達 Teens&Law は、2013年11月30日に岩手大学に訪問し、岩手大学模擬裁判サークル ILC さんが主催の模擬裁判を見学してきました。

私達が見学に向うこととなったきっかけは、2012年に ILC さんに招待を受けて模擬裁判の見学に向った際の、打ち上げの時の会話です。ILC の方々とお話している際、「弘前大学の皆さんと私達とで同じ題材でそれぞれ裁判を作った場合、どのような違いがでるだろう」という疑問が ILC の方から投げかけられました。その話題で会話は大いに盛り上がり、そして実際にお互いに模擬裁判を作成して互いに見せ合いをしよう、という方向になりました。今年私達が岩手大学にお邪魔した目的は、その模擬裁判の見学を行うためのものでした。

模擬裁判の骨組みは、私達と ILC さんとで共同して決めた物を使用しましたが、骨組みの作成後、シナリオの内容はそれぞれが行いました。骨組みの概要は、『20代男性の被告人が仲の良い先輩に「一緒に会社を興そう」という話を持ちかけられ、借金をしてしまう。だが、その後会社は倒産の危機に瀕し、借金も膨れ上がり、その先輩はとんずらしてしまった。また、被告人は両親と絶縁状態であり、友人もあまりいなかったことから、その借金返済の相談をする相手もいなかった。やがて、その返済に苦勞していくことをきっかけに、人生に悲観的になった被告人は、今の苦しみから逃れるためには死ぬしかないと思うようになった。そして自殺を試みるが死に切れず、死刑囚になれば死ぬと考えた結果、ホームレスを数人殺すことを決意する』という内容の物でした。私達もこの骨組みを基にシナリオを作成し、ILC の方々を弘前大学にお招きし、実際にお見せしました。しかし、

ILCさんの作成されたシナリオは、証人、使用される証拠等、細かい部分で異なる部分が多く、あたかも全く別の模擬裁判であると錯覚する程でした。また、ILCさんは模擬裁判の質疑応答の部分の内容を事前に細かく設定せず、ほぼアドリブで行っているとのことでした。そのため、非常に白熱した議論が展開されており、完成度の高い模擬裁判であると大変勉強になりました。同時に、事前に細かく内容を決めて、台本通りに模擬裁判を進めていくスタイルである私達には、とてもこのように白熱したやり取りはできないであろうと感じました。

模擬裁判の終了後も、私達は打ち上げに招待していただき、その場でも積極的に意見交換が行われていました。お互い充実した時間を過ごすことができたのではないかと思います。また、「機会があれば是非ともまた弘大さんと合同で何かをやってみたい」と非常に好意的な印象を抱いていただいていることも伺えました。

ILCさんも私達と同じく模擬裁判の作成、公演を行うサークルではありますが、私達とは大きく形態が大きく異なるサークルであると思います。このように形態が異なるサークル同士交流を行うことはお互いにとって大きな刺激となることでしょう。なので、今後も是非とも交流を続けていくことができるといいなと考えています。



岩手大学 ILC の模擬裁判の様子

### 【会報編集担当より】

昨年度も teens&law は、それぞれの部門がそれぞれに、時には協力しながら多彩な活動を行いました。teens 部門では、3月1日の学習会で最上会員からご紹介いただいたひとり親家庭学習支援「サタディ☆くらぶ」をスタートさせ、law 部門では、かねてから交流のあった岩手大学模擬裁判サークル ILC さんと合同シナリオ作りに取り組みました。活動の幅も少しずつ広がりを見せているようです。あまり目立つ活動ではありませんが、サークルの会計が混乱状態にあったのを、菊地裕人君がうまくまとめてくれました。表に出る、目立つ活動だけでなく、地道な裏方の仕事でも、学生は頑張ってくれています。

## ● お知らせ

### 《teens & law 模擬裁判》

毎年恒例の teens & law の模擬裁判が今年も行われる予定です。

- ・日時：2014年10月26日（日）
- ・会場：弘前大学人文学部校舎4階多目的ホール

### 《裁判員制度シンポジウム》

裁判員制度施行後の5年間を振り返るシンポジウムを開催します。

- ・日時：2014年11月1日（土）
- ・会場：弘前大学人文学部校舎4階多目的ホール

詳細は、確定し次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

## ● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年6月頃を予定しています。

## ● 事務局より

編集作業がギリギリまでかかってしまいましたが、何とか第6号をお届け出来ました。

沖縄に転出されてからも会員を続けて下さっている上原会員に無理にお願いしてご寄稿を頂きました。また、小宅会員からご自身の経験を踏まえながらの書評をご寄稿頂きました。学習会報告、teens&law 関係の記事を含めて、バラエティに富んだ内容の会報をお届けできたのではないかと思います。

青森家庭少年問題研究会は、今年10年目を迎えます。飯事務局長が弘前大学から転出されて研究会としては大きな戦力ダウンですが、引き続き青森県の家庭・少年に関する様々な問題について取り組んで参りたいと思います。遠方にいる会員の皆さんも含めて、是非ご協力ください。

(平野 潔 記)



---

発行：青森家庭少年問題研究会

（暫定）事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部刑法研究室

電子メール：k-hirano (at mark) cc.hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3199

ホームページ：<http://www.judicialization.com/aomorishonen.html>